（死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号。附則第六条において「死刑再審無罪者特例法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

別表第一中「八・八一五」を「八・八二五」に、「八・三〇四」を「八・三一三」に、「七・八一九」を「七・八二七」に、「七・三五九」を「七・三六七」に、「六・九二三」を「六・九三一」に、「六・五一〇」を「六・五一七」に、「六・一一八」を「六・一二六」に、「五・七四七」を「五・七五四」に、「五・三九六」を「五・四〇二」に、「五・〇六二」を「五・〇六八」に、「四・七四六」を「四・七五二」に、「四・四四七」を「四・四五二」に、「四・一六三」を「四・一六八」に、「三・八九八」を「三・九〇三」に、「三・六三八」を「三・六四三」に、「三・三九七」を「三・四〇一」に、「三・一七二」を「三・一七七」に、「二・九五〇」を「二・九五四」に、「二・七四四」を「二・七四八」に、「二・五四九」を「二・五五三」に、「二・三六四」を「二・三六七」に、「二・一八九」を「二・一九二」に、「二・〇二二」を「二・〇二五」に、「一・八六五」を「一・八六八」に、「一・七一八」を「一・七一五」に、「一・五七四」を「一・五七六」に、「一・四四〇」を「一・四四二」に、「一・三一五」を「一・三一三」に、「一・一九二」を「一・一九四」に、「一・〇七八」を「一・〇八〇」に、「〇・九六九」を「〇・九七一」に、「〇・八六七」を「〇・八六九」に、「〇・七六九」を「〇・七七一」に、「〇・六七七」を「〇・六七九」に、「〇・五九〇」を「〇・五九一」に、「〇・五〇七」を「〇・五〇八」に、「〇・四二八」を「〇・四三〇」に、「〇・三五四」を「〇・三五五」に、「〇・三〇二」を「〇・三〇三」に、「〇・二五二」を「〇・二五三」に、「〇・二〇四」を「〇・二〇五」に、「〇・一五七」を「〇・一五八」に、「〇・一四〇」を「〇・一四一」に、「〇・一二四」を「〇・一二六」に、「〇・一〇五」を「〇・一〇六」に、「〇・〇八六」を「〇・〇八七」に、「〇・〇七〇」を「〇・〇七一」に、「〇・〇五五」を「〇・〇五六」に、「〇・〇四三」を「〇・〇四四」に、「〇・〇三〇」を「〇・〇三一」に、「〇・〇二一」を「〇・〇二二」に、「〇・〇一四」を「〇・〇一五」に、「〇・〇〇八」を「〇・〇〇九」に、「〇・〇〇四」を「〇・〇〇五」に、「〇・〇〇三」を「〇・〇〇四」に、「〇・〇〇二」を「〇・〇〇三」に、「〇・〇〇一」を「〇・〇〇二」に改め、同表に次のように加える。

平成三十年度	〇・〇〇一

別表第二に次のように加える。

平成二十八年度	〇・〇二〇

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（昭和六十一年経過措置政令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　令和三年三月以前の月分の老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

2　令和三年三月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次項及び附則第四条において「昭和六十年改正法」という。）附則第七十八条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の厚生年金保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

3　令和三年三月以前の月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の船員保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

（北朝鮮拉致被害者支援法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この政令の施行の日（附則第五条及び第六条において「施行日」という。）前に北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第二条第一項第一号に規定する被害者が帰国し最初に本邦に住所を有するに至った場合における同法第十一条の二第一項の規定により支給する特別給付金の額については、なお従前の例による。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令等の一部改正に伴う経過措置）

第四条　令和三年三月以前の月分の国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く。）、厚生年金保険法による年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付、昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付及び昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付及び同法附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金及び同条第六項に規定する移行農林年金並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する年金である給付、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による年金である給付並びに平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する年金である給付の額については、なお従前の例による。

（年金給付遅延加算金支給法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　施行日前に厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（以下この条において「年金給付遅延加算金支給法」という。）第二条（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払うものとされる保険給付が支払われた場合における年金給付遅延加算金支給法第二条の規定による保険給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

2　施行日前に年金給付遅延加算金支給法第三条（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払うものとされる給付が支払われた場合における年金給付遅延加算金支給法第三条の規定による給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

（死刑再審無罪者特例法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　死刑に処せられた罪について再審において無罪の言渡しを受けて施行日前にその判決が確定した場合における死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律（平成二十五年法律第六十六号）第三条第一項の規定により支給する特別給付金の額については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　菅　　義偉
法務大臣　上川　陽子
厚生労働大臣　田村　憲久